

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改定に当たり、パブリック・コメント手続を実施しなかった理由

農業経営基盤強化促進法において、市町村は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができるとされており、本町においても農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を策定しています。この基本構想は、県知事が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即したものでなければならないものであります。

今般、農地法等の一部を改正する法律により農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたことや、神奈川県が農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が平成22年3月12日付けで改正されたことに伴い、本町の基本構想の一部を改定する必要が生じました。

基本構想の改定は、原則としてパブリック・コメント手続の対象となりますが、今回の改定に当たっては、農地法等の一部を改正する法律附則の規定により、県の基本方針が改正された日から起算して3か月を経過する日（平成22年6月11日）までに行わなければならないこと、また、基本構想の改定（案）を町農業委員会及び県央愛川農業協同組合へ意見照会する必要があること、さらには県知事に協議し、同意を得なければならないこととされており、時間的な制約があることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第4号（迅速若しくは緊急を要するもの）の規定を適用し、パブリック・コメント手続を実施しないこととし、同項後段に規定する実施しなかった理由をお知らせするものです。